



No.160 2020年3月

2019年に提供した 医療安全情報

2019年1月～12月に医療安全情報No.146～No.157を提供しました。
今一度ご確認ください。

| 番号 | タイトル |
|--------|---------------------------|
| No.146 | ★酸素残量の確認不足(第2報) |
| No.147 | ★車椅子のフットレストによる外傷 |
| No.148 | 2018年に提供した医療安全情報 |
| No.149 | ★薬剤の中止の遅れによる手術・検査の延期 |
| No.150 | ★病理診断報告書の確認忘れー上部消化管内視鏡検査ー |
| No.151 | 2018年に報告書で取り上げた医療安全情報 |
| No.152 | ★手術時のガーゼの残存①ーガーゼカウントー |
| No.153 | ★手術時のガーゼの残存②ーX線画像の確認ー |
| No.154 | 電子カルテ使用時の患者間違い |
| No.155 | ★小児用ベッドからの転落 |
| No.156 | 鎮静に使用する注射薬の誤投与 |
| No.157 | 立位でのグリセリン浣腸による直腸損傷 |

★のタイトルについては、提供後、2019年12月31日までに再発・類似事例が報告されています。

◆2019年に報告された主な再発・類似事例です。

No.147 車椅子のフットレストによる外傷

患者は四肢に著明な浮腫があった。車椅子からベッドに移乗する際、看護師Aは患者の前方から体幹を抱え、看護師Bは後方から腰あたりのガウンと下着を持って立位をとらせて向きを変えた。その際、患者の足がフットレストに当たっていないかを確認しなかった。移乗後、患者が「痛い」と言ったため下肢を見ると、右下腿外側にV字状の裂創があり出血していた。主治医の診察後、20針縫合した。

No.149 薬剤の中止の遅れによる手術・検査の延期

患者は周術期外来で薬剤師からプラビックス錠の休薬期間は14日間と説明を受けた。次に乳腺外科外来で医師からプラビックス錠の休薬期間は4日間と説明を受けた。薬剤師と医師の説明が異なったため、患者は外来看護師に尋ねた。外来看護師は医師に確認して休薬期間は4日間と返答したが、本来の休薬期間は14日間であった。入院後、休薬期間が不足していることが判明し、手術を延期した。

No.152 手術時のガーゼの残存①ーガーゼカウントー No.153 手術時のガーゼの残存②ーX線画像の確認ー

腹腔鏡手術の際、閉創前のガーゼカウントでトロックスガーゼ(鏡視下手術用ガーゼ)が1枚合わず、腹腔内を何度も探したがガーゼは見つからなかった。側面像も含めてX線撮影を行い、複数の医師、看護師、診療放射線技師でポータブルの撮影装置の画面で画像を確認し、ガーゼは残存していないと判断した。翌朝、ガーゼの確認のためCT検査を実施したところ残存を認め、緊急手術を行ってガーゼを摘出した。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.med-safe.jp/>